

〈任意継続組合員制度〉

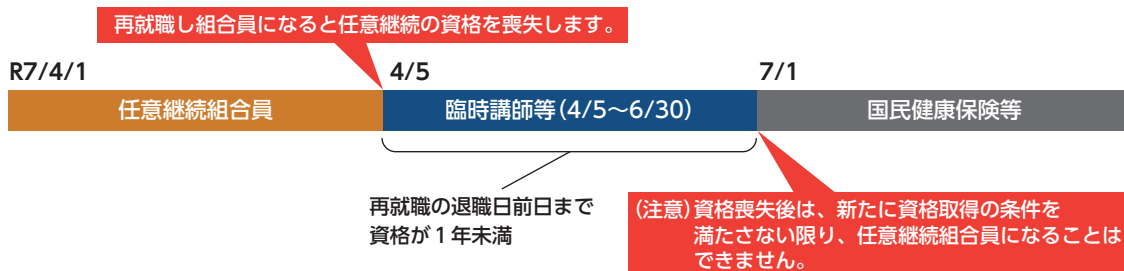
組合員資格は退職日の翌日に喪失しますが、一定の条件のもとで、退職後も継続して2年間を限度とし、医療給付等の短期給付と福祉事業それぞれについて一部の適用を受けることができる健康保険制度です。

加入するかは任意です。加入後、自己都合により脱退を申し出ることができ、掛金を納めている場合は未経過月分を還付します。加入しない場合は、国民健康保険等何らかの健康保険制度に加入することになります。

●加入資格

- ・退職日までの引き続く組合員期間が1年と1日以上であること
- ・退職日から起算して20日以内に加入申出をし、掛金を払い込むこと

■**注意** 任意継続組合員の資格を喪失されますと、新たに資格取得の条件を満たさないと、任意継続組合員にはなりません。



●加入申出期限（令和6年度末退職の方）

- 第Ⅰ期 令和7年2月17日…再就職等しない方、再任用（週20時間未満）を希望している方
- 第Ⅱ期 令和7年3月10日…健康保険制度のある再就職・再任用（フルタイム又は週20時間以上）を希望している方

■**注意** 任意継続組合員の加入申出をされても、再任用（週20時間以上）や再就職（健康保険制度有）の決定、又はご家族の被扶養者になることができれば、加入申出を取り消すことができます。その場合は掛金を納入する必要はありません。

●被扶養者に関する手続

現職中から被扶養者に認定されている場合は、本人の任意継続加入に伴い、手続きなしで「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」が交付されます。ただし、被扶養者を扶養から外す予定（就職等）があり、交付不要な場合は、加入申出時にお知らせください。

●1か月の掛金（前納の場合、割引があります。）

- (1) 短期任意継続掛金 標準報酬月額^{*1}×93.2/1,000^{*2}（令和6年度の率）
例：380,000×93.2/1,000=35,416円
- (2) 介護任意継続掛金^{*3} 標準報酬月額^{*1}×15.92/1,000^{*2}（令和6年度の率）
例：380,000×15.92/1,000=6,049円

※1 下記①、②のうち、いずれか低い額

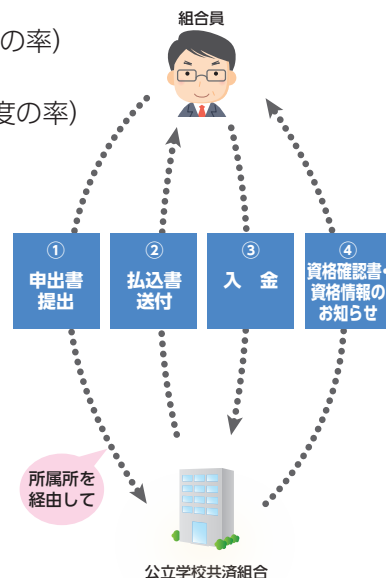
①退職月の標準報酬月額

②公立学校共済組合の全組合員の令和6年9月30日における平均標準報酬月額（令和6年度は380,000円^{*2}）

※2 令和7年度短期任意継続掛金率、介護任意継続掛金率、平均標準報酬月額については、2月中旬に所属所へ通知します

※3 40歳以上65歳未満の方のみ対象となります

■**注意** 資格を取得した月の途中で、健康保険等に加入した場合、その月の掛金は納めていただきます。ただし、当共済組合へ加入した場合は除きます。



★ 当支部ホームページに「生涯生活設計講座」での説明動画を掲載していますので、ご覧ください。



兵庫支部HP

組合員証・被扶養者証（健康保険証）の廃止に伴う対応について

(※)マイナ保険証＝健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード

令和6年12月2日以降、現行の組合員証・被扶養者証（健康保険証）の発行が終了し、マイナ保険証を基本とした制度に移行します。健康保険証は新たに発行しませんが、「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」のいずれかを交付します。「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」のどちらの交付対象者に該当するのか、下記表を参考にご確認ください。

なお、発行済の組合員証と被扶養者証は、最長で令和7年12月1日までは健康保険証として使用可能です。

令和6年12月2日以降、組合員証等の代わりとして交付するもの

交付物	医療機関提示	交付対象者	内 容
資格情報のお知らせ (A4サイズ)	× (単体での使用不可) ※マイナ保険証と併用で 必要になる場合あり	マイナ保険証を保有している方 (令和6年9月の「資格情報のお知らせ (加入者情報)」送付対象に漏れた者を含む)	資格情報の確認
資格確認書 (はがきサイズ)	○ (単体での使用可能)	マイナンバーカードを保有していない方 マイナ保険証の利用登録をしていない方	資格情報の確認及び 現行の健康保険証の 代わり

◆マイナ保険証を利用するために

マイナ保険証の利用登録がまだの方は、以下の準備をお願いします。

- ①マイナンバーカードの申請
- ②マイナンバーカードを健康保険証として登録する

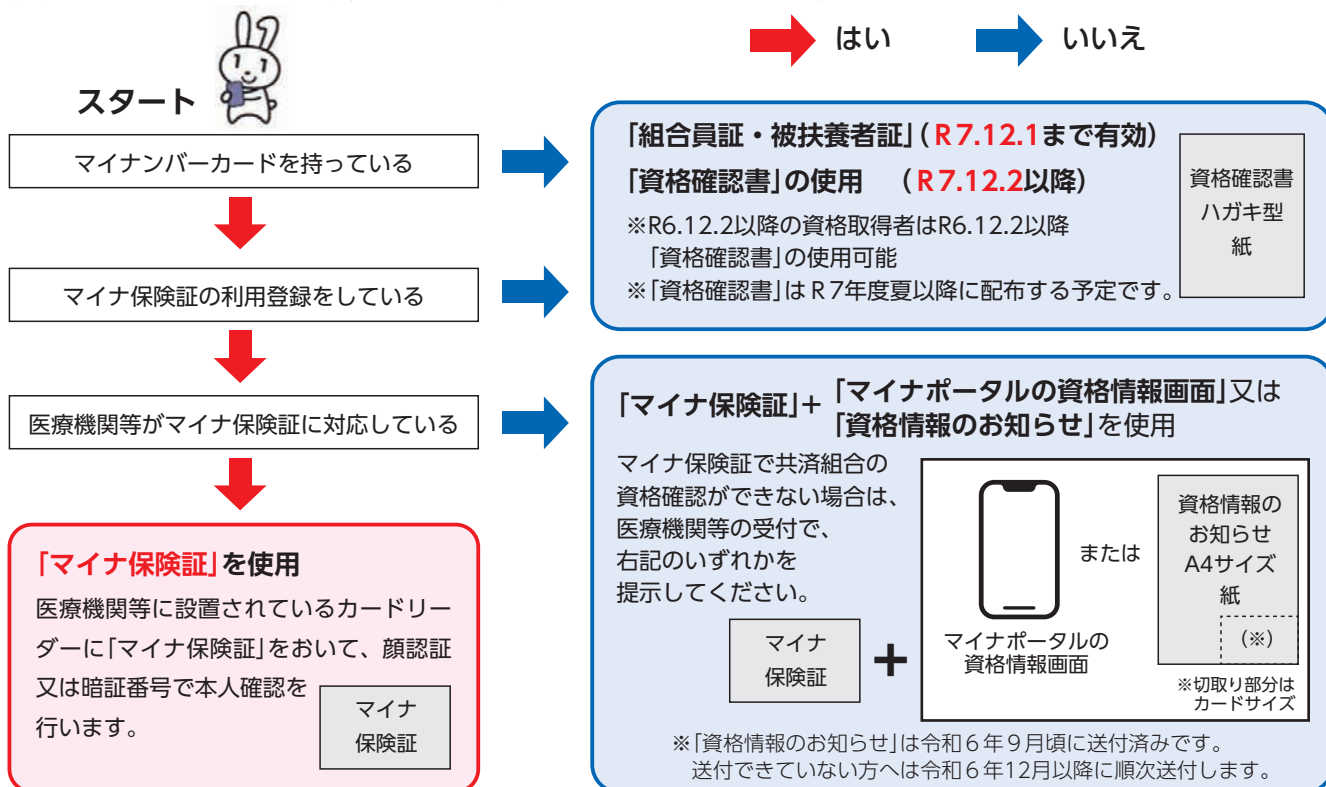
組合員番号は
「資格確認書」・
「資格情報のお知らせ」
で確認できるんだね!!



〈医療機関で保険診療を受ける際に提示するもの〉

詳細については所属所に通知予定です。

医療機関で保険診療を受ける際はマイナ保険証が基本となりますが、マイナ保険証を利用登録していない等、状況によって必要なものが異なります。下記のフローチャートを参考にご確認ください。



オンライン資格確認について

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、患者の資格情報をオンライン上で確認できる仕組みのことです。共済組合等で登録された組合員・被扶養者の資格情報が医療機関で確認されるため、資格情報に変更があった際は、速やかに所属所を通じて共済組合へご報告ください。

※マイナンバーを変更した場合も必ずご連絡ください。

●届出事項の例

- ・組合員資格の取得・喪失
- ・被扶養者の認定・取消
- ・その他（住所変更・改姓など）

速やかな報告が
大切なんだね！



お願い

- ・組合員の資格取得・被扶養者認定の所属所への届出は5日以内に行うよう、ご協力ください。
- ・資格取得等の際には、「**個人番号報告書**」を提出してください。

インフルエンザ予防接種の助成金が請求できます

組合員本人（短期組合員を含む）を対象に、インフルエンザ予防接種の自己負担金の一部を助成しています。（対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月10日）

申請方法については、以下のとおりです。

- （1）『インフルエンザ予防接種助成金請求書』（支部HPに掲載）に必要事項を記入し、領収書（写しでも可）を添付して、所属所の担当者に提出してください。
- （2）所属所の担当者により、オンライン申請を行っていただきます。
- （3）後日、公立学校共済組合に登録されている組合員本人の口座に助成金を振り込みます。

※助成限度額は、一人当たり年度内**1,000円以内**とします。（請求は**1回限り**）

※所属所により事務手続きが一部異なる場合がございます。所属所にてご確認ください。



注意事項



申請しても、共済組合に登録している銀行口座が正しくないと助成金の振込ができません。

登録口座の解約や変更があれば、資格担当に報告しているか、金融機関に名義変更ができているかなど、請求前に確認をお願いします。

詳細については、公立学校共済組合兵庫支部のホームページに掲載しています。





お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

特定保健指導は生活習慣改善のチャンス！

特定保健指導って？

「特定保健指導」とは、年度中に40歳から75歳を迎える方のために行われる保健指導のことを言います。

特定健康診査の結果から、生活習慣病を発症するリスクが高く、予防効果が期待できる方に対して専門職（保健師、管理栄養士等）が生活習慣改善のサポートを行います。（令和6年度の事業委託先：**SOMPOヘルスサポート株式会社**）

受診料は共済組合が負担しますので、**無料**で受診していただけます。

特定保健指導制度が見直されます

令和6年度から、より成果を重視した特定保健指導が実施されます。

初回面接から3か月後に**腹囲2cm・体重2kg減**の達成で特定保健指導終了となります。下表に記載している他の項目を合わせて180ポイント達成した場合は終了となります。



項目	ポイント	項目	ポイント
腹囲2cm・体重2kg減	180	個別支援	70
腹囲1cm・体重1kg減	20	グループ支援	70
食習慣の改善	20	電話支援	30
運動習慣の改善	20	電子メール等	30
喫煙習慣の改善（禁煙）	30	健診当日の初回面接	20
休養習慣の改善	20	健診後1週間以内の初回面接	10
その他の生活習慣の改善	20		

初回面接

継続支援と実績評価

例1

目標設定

電子メール
(30p)

電話
(30p)

2cm・2kg 減
(180p)

保健指導終了

例2

目標設定

電子メール
(30p)

電子メール
(30p)

電子メール
(30p)

個別支援
(70p)

食習慣の改善
(20p)

保健指導終了

初回面接から3か月後



お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

被扶養者の方の健診結果のご提供をお願いします！

①7月下旬にご自宅に黄緑色の封筒で送付した受診券を使用して受診した場合

健診結果を送付いただく必要はありません。

②パート先等での定期健康診断または人間ドックを受診した場合（受診券を使用しない場合）

下記の2点を福祉担当まで送付をお願いします。

（ア）健診結果の写し（健診機関名、医師名がわかるもの）

（イ）回答した標準的な質問票 ※用紙は黄緑色の封筒で受診券と併せて送付しています。



健康診断の結果を共済組合に提供することのメリット

★メリット1

送付いただいた健診結果をもとに、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる方は、特定保健指導が**無料**で受けられます。

★メリット2

マイナポータル上で健診結果を閲覧できるようになるため、毎年の検査結果を確認できるなど、健康管理に役立てることができます。



「医療費のお知らせ」について

健康に関する意識の向上と医療費の適正化（医療機関からの不正請求や過払い防止等）を図るために、下記のとおり「医療費のお知らせ」（圧着はがき）をお送りしています。
再発行はできませんので大切に保管してください。

送付時期：令和7年2月下旬

対象期間：令和5年12月から令和6年11月受診分

対象者：令和7年2月1日時点で共済組合の資格がある組合員及び被扶養者

送付先：組合員自宅（組合員及び被扶養者分をそれぞれ送付）

大切なお知らせがきちんと届くように、住所変更の報告は早めをお願いします。



「医療費のお知らせ」は、確定申告時の医療費控除の明細書の添付書類としてご利用いただけます。詳しくは国税庁ホームページ等でご確認ください。ただし、令和6年12月受診分については、記載がありませんので、領収証でご対応ください。



よくある質問

Q. 対象期間内に受診したのですが、記載がないものがあるのはなぜですか？

A. 医療機関から共済組合への請求書が遅れている場合や請求書の内容を審査中である場合が考えられます。確定申告に利用される場合は、記載がないものについては領収証でご対応ください。

病気やけがで仕事を休んだとき ～傷病手当金～

組合員が公務によらない病気やけがの療養のため勤務に服することができず報酬（給与）が減額されたとき、これを補填し生活を保障するために傷病手当金が支給されます。

●支給期間は？

同一の病気またはけがの療養のため、引き続き勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日から通算して、1年6か月の範囲で支給されます。その後、引き続き勤務に服することができない場合は、附加金が6か月の範囲で支給されます。（最大2年間）

また、1年以上組合員であった方が、退職したときに傷病手当金を受けており（または受けられる状況であった）かつ、退職後も働くことができない場合は、その方が退職しなかったとしたら受けることができる期間分を継続して受給することができます。ただし、退職後は附加金の受給はできません（※任意継続組合員になった場合も同様です。）。

●支給金額は？

（通常の場合）
1日あたり

支給開始日の属する月以前の直近の継続した
12月間の各月の標準報酬の月額×1/22

×2/3 相当額が支給されます。

※給料等の報酬や同一の傷病による障害厚生（共済）年金の支給等がある場合は、傷病手当金の金額が調整（減額）されます。

●手続きに必要なものは？

下記書類を所属所を経由して支部まで提出してください。

- 傷病手当金（同附加金）請求書
- 報酬支給額等証明書
- 傷病手当金試算シート
- 請求月の給与明細書の写し



申請書類はHPからダウンロードしてください。



ホームページはこちら

兵庫支部トップページ➡様式ダウンロード➡短期給付に関する様式（給付担当）➡【請求払い給付金関係】